

水田・畑作経営所得安定対策実施要領（新旧対照表）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">水田・畑作経営所得安定対策実施要領</p> <p>目次（略） 第1～第3（略）</p> <p>第4 本対策への加入 1～3（略） 4 農用地利用集積目標又は<u>法人化</u>の達成予定日の延期の申請</p> <p>第5～第7（略）</p> <p>附則</p> <p>（別紙1）～（別紙10）（略）</p> <p>（本則関係） 様式第1号（略） 様式第2号「<u>法人化</u>及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」 様式第3号「<u>法人化</u>又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書」</p> <p>様式第4号～様式第12号（略）</p> <p>（別紙1関係）（略）</p> <p>（別紙2関係） 様式第19号「<u>法人化等計画書</u>」 様式第20号（略）</p> <p>（別紙3関係）～（別紙10関係）（略）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 本対策の対象となる農業者の要件 本対策の対象となる農業者（以下「対象農業者」という。）は、将来的に効率的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していく努力を促す観点から、次の1から4までのすべての要件を満たす者とする。 1 農業者の属性に関する要件 次の(1)又は(2)に該当する者であることが必要である。 (1)（略） (2) 集落営農組織 基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められ</p> | <p style="text-align: center;">水田・畑作経営所得安定対策実施要領</p> <p>目次（略） 第1～第3（略）</p> <p>第4 本対策への加入 1～3（略） 4 農用地利用集積目標又は<u>農業生産法人化</u>の達成予定日の延期の申請</p> <p>第5～第7（略）</p> <p>附則</p> <p>（別紙1）～（別紙10）（略）</p> <p>（本則関係） 様式第1号（略） 様式第2号「<u>農業生産法人化</u>及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」 様式第3号「<u>農業生産法人化</u>又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書」</p> <p>様式第4号～様式第12号（略）</p> <p>（別紙1関係）（略）</p> <p>（別紙2関係） 様式第19号「<u>農業生産法人化等計画書</u>」 様式第20号（略）</p> <p>（別紙3関係）～（別紙10関係）（略）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 本対策の対象となる農業者の要件 本対策の対象となる農業者（以下「対象農業者」という。）は、将来的に効率的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していく努力を促す観点から、次の1から4までのすべての要件を満たす者とする。 1 農業者の属性に関する要件 次の(1)又は(2)に該当する者であることが必要である。 (1)（略） (2) 集落営農組織 基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められ</p> |

た同条第4項に規定する特定農業団体(以下「特定農業団体」という。)又は次のアからエまでのすべての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織(法人を除く。)

ア (略)

イ 法人化計画が定められていること

その組織の構成員を主たる組合員、株主又は社員とする農業経営を営む法人となることに関する計画であって次の(ア)から(イ)までのすべての事項が記載されたもの(以下「法人化計画」という。)を有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 法人化に向けた取組内容

その組織が農業経営を営む法人となるために実施を予定する事項及びその概ねの実施予定時期を記載する。

(イ) 法人化の達成予定日

交付金の交付を受けようとして最初に加入申請をした際に地方農政事務所長等に提出した法人化計画の作成日から起算して5年以内の日とする。

ただし、その日から5年を超えない範囲内でその達成予定日を延期することについて、地方農政事務所長等の承認を得たときは、その延期された日とする。

なお、法人化計画に沿った取組を行い、法人化に向けて努力してきたものの、その達成予定日までに達成できなかったとしても、そのことのみをもって、それまでに受領した交付金の返還を求められるものではない。

(ウ)・(エ) (略)

エ (略)

2・3 (略)

4 農地の有効利用に関する要件

本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、対象農業者は、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要である。

なお、

(1) 耕作の業務の対象となる農地とは、2の(1)のイにより経営面積に算入することができる田又は畑とする。

(2) 耕作の目的に供されないと見込まれる農地とは、農地法(昭和27年法律第229号)第35条第1項の通知があった場合における同法第34条第1項の勧告に係る農地とする。

た同条第4項に規定する特定農業団体(以下「特定農業団体」という。)又は次のアからエまでのすべての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織(法人を除く。)

ア (略)

イ 農業生産法人化計画が定められていること

その組織の構成員を主たる組合員、株主又は社員とする農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人という。以下同じ。)となることに関する計画であって次の(ア)から(イ)までのすべての事項が記載されたもの(以下「農業生産法人化計画」という。)を有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農業生産法人化に向けた取組内容

その組織が農業生産法人となるために実施を予定する事項及びその概ねの実施予定時期を記載する。

(イ) 農業生産法人化の達成予定日

交付金の交付を受けようとして最初に加入申請をした際に地方農政事務所長等に提出した農業生産法人化計画の作成日から起算して5年以内の日とする。

ただし、その日から5年を超えない範囲内でその達成予定日を延期することについて、地方農政事務所長等の承認を得たときは、その延期された日とする。

なお、農業生産法人化計画に沿った取組を行い、農業生産法人化に向けて努力してきたものの、その達成予定日までに達成できなかったとしても、そのことのみをもって、それまでに受領した交付金の返還を求められるものではない。

(ウ)・(エ) (略)

エ (略)

2・3 (略)

4 農地の有効利用に関する要件

本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、対象農業者は、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要である。

なお、

(1) 耕作の業務の対象となる農地とは、2の(1)のイにより経営面積に算入することができる田又は畑とする。

(2) 耕作の目的に供されないと見込まれる農地とは、次のア又はイの農地とする。

ア 基盤強化法第27条の2第1項の規定による特定遊休農地である旨の通知を受け、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する農地

(ア) 同条第2項の規定に違反して、当該通知があった日から起算して6週間以内に市町村長に当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出をしなかった場合における当該通知に係る農地

(1) 虚偽の届出をした場合における当該通知に係る農地
イ 基盤強化法第27条の3第1項の規定による特定遊休農地の農業上の
利用の増進を図るために必要な措置を講ずべき旨の勧告を受け、かつ、
当該勧告に従わないため、同条第2項の利用権の設定等に関する協議
を行う旨の通知があった場合における当該勧告に係る農地

5 (略)

第4 本対策への加入

1 加入申請

- (1) (略)
- (2) 集落営農組織は、最初に加入申請をした年の翌年以降に加入申請をする場合には、「法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」(様式第2号)を併せて提出するものとする。
- (3) (略)

2・3 (略)

4 農用地利用集積目標又は法人化の達成予定日の延期の申請

- (1) 集落営農組織(特定農業団体を除く。)は、農用地利用集積目標に向けた取組又は法人化計画に沿った取組を行ったにもかかわらず、目標面積又は法人化の達成予定日までの達成が見込まれないときは、当該達成予定日の1年前から当該達成予定日の前日までの間に、「法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書」(様式第3号)を地方農政事務所長等に提出し、当該達成予定日の延期の申請をすることができる。
- (2) (略)

第5 生産条件不利補正交付金

生産条件不利補正交付金は、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利のため、標準的な生産費と標準的な販売収入額との差額が顕在化している特定対象農産物について、その差額を「過去の生産実績に基づく交付金」と「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付により補てんするものである。

1 過去の生産実績に基づく交付金

過去の生産実績に基づく交付金は、平成16年産から平成18年産までにおける特定対象農産物の生産実績(過去の生産実績)を対象として、特定対象農産物ごと及び市町村ごとに設定された単価(面積単価)に基づき交付するものである。

- (1)~(7) (略)
- (8) 期間平均生産面積の移動等に際して問題が発生した場合の調整
(4)から(7)までによる期間平均生産面積の移動等に際し、当該移動の当事者間で問題が生じた場合において、そのいずれかから申出があったときは、地方農政事務所長等が調整を行うことができるものとする。
この場合、調整を行う地方農政事務所長等は、当事者双方の意見のほか、必要に応じて市町村、農業委員会、地域担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は集荷業者等の関係機関の意見を聴取し、当事者の農業経営改善計画、法人化計画等との整合を図りつつ、当事者に調整案を提

5 (略)

第4 本対策への加入

1 加入申請

- (1) (略)
- (2) 集落営農組織は、最初に加入申請をした年の翌年以降に加入申請をする場合には、「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」(様式第2号)を併せて提出するものとする。
- (3) (略)

2・3 (略)

4 農用地利用集積目標又は農業生産法人化の達成予定日の延期の申請

- (1) 集落営農組織(特定農業団体を除く。)は、農用地利用集積目標に向けた取組又は農業生産法人化計画に沿った取組を行ったにもかかわらず、目標面積又は農業生産法人化の達成予定日までの達成が見込まれないときは、当該達成予定日の1年前から当該達成予定日の前日までの間に、「農業生産法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書」(様式第3号)を地方農政事務所長等に提出し、当該達成予定日の延期の申請をすることができる。
- (2) (略)

第5 生産条件不利補正交付金

生産条件不利補正交付金は、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利のため、標準的な生産費と標準的な販売収入額との差額が顕在化している特定対象農産物について、その差額を「過去の生産実績に基づく交付金」と「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付により補てんするものである。

1 過去の生産実績に基づく交付金

過去の生産実績に基づく交付金は、平成16年産から平成18年産までにおける特定対象農産物の生産実績(過去の生産実績)を対象として、特定対象農産物ごと及び市町村ごとに設定された単価(面積単価)に基づき交付するものである。

- (1)~(7) (略)
- (8) 期間平均生産面積の移動等に際して問題が発生した場合の調整
(4)から(7)までによる期間平均生産面積の移動等に際し、当該移動の当事者間で問題が生じた場合において、そのいずれかから申出があったときは、地方農政事務所長等が調整を行うことができるものとする。
この場合、調整を行う地方農政事務所長等は、当事者双方の意見のほか、必要に応じて市町村、農業委員会、地域担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は集荷業者等の関係機関の意見を聴取し、当事者の農業経営改善計画、農業生産法人化計画等との整合を図りつつ、当事者に調

示し、当事者間の合意を促すよう努めるものとする。
(9) (略)

2 毎年の生産量・品質に基づく交付金 (略)

第6・第7 (略)

(別紙1) (略)

(別紙2)

対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類

対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類は、次の第1から第4までの書類とする。

ただし、最初に加入申請をした年の翌年以降に加入申請をする場合において、既に提出した第1の書類及び第2の書類(第2の2の(1)及び(3)の書類を除く。)の内容に変更がないとき(基準となる経営面積以上の部分に係る田又は畑の面積の増減等、対象農業者の要件を満たしていることの確認に影響を及ぼさない変更があるときを含む。)は、その書類の提出を省略することができる。

第1 農業者の属性に関する要件関係

1・2 (略)

3 特定農業団体にあつては、次に定める書類

(1) 特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し

(2) 「法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」(様式第2号)(最初に加入申請をする年を除く。)

4 集落営農組織(特定農業団体を除く。)にあつては、次の(1)及び(2)の要件に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 農用地利用集積目標の作成及び法人化計画の作成

ア 「法人化等計画書」(様式第19号)

イ 「法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」(様式第2号)(最初に加入申請をする年を除く。)

(2) (略)

第2 経営規模に関する要件関係

1 原則

経営規模に関する要件を満たしていることを確認できる書類は、次の(1)から(4)までの区分に応じ、それぞれ次に定める書類とする。ただし、(3)又は(4)に該当する場合は、(1)及び(2)に定める書類も併せて提出するものとする。

この場合、当該要件を満たしている限りにおいて、経営面積のうち基準を満たしていることを確認できる分のみ提出すれば足りるものとする。

なお、当該要件を満たしていることを確認できる書類として、(1)並びに(2)のイ及びウに定める書類に代えて、対策加入者名義の当年産に係る共済細目書等の写しを提出することもできるものとする。

(1) 使用収益権等を有する経営面積については、次のア及びイの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 認定農業者にあつては、次の(ア)又は(イ)の書類

整案を提示し、当事者間の合意を促すよう努めるものとする。
(9) (略)

2 毎年の生産量・品質に基づく交付金 (略)

第6・第7 (略)

(別紙1) (略)

(別紙2)

対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類

対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類は、次の第1から第4までの書類とする。

ただし、最初に加入申請をした年の翌年以降に加入申請をする場合において、既に提出した第1の書類及び第2の書類(第2の2の(1)及び(3)の書類を除く。)の内容に変更がないとき(基準となる経営面積以上の部分に係る田又は畑の面積の増減等、対象農業者の要件を満たしていることの確認に影響を及ぼさない変更があるときを含む。)は、その書類の提出を省略することができる。

第1 農業者の属性に関する要件関係

1・2 (略)

3 特定農業団体にあつては、次に定める書類

(1) 特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し

(2) 「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」(様式第2号)(最初に加入申請をする年を除く。)

4 集落営農組織(特定農業団体を除く。)にあつては、次の(1)及び(2)の要件に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 農用地利用集積目標の作成及び農業生産法人化計画の作成

ア 「農業生産法人化等計画書」(様式第19号)

イ 「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」(様式第2号)(最初に加入申請をする年を除く。)

(2) (略)

第2 経営規模に関する要件関係

1 原則

経営規模に関する要件を満たしていることを確認できる書類は、次の(1)から(4)までの区分に応じ、それぞれ次に定める書類とする。ただし、(3)又は(4)に該当する場合は、(1)及び(2)に定める書類も併せて提出するものとする。

この場合、当該要件を満たしている限りにおいて、経営面積のうち基準を満たしていることを確認できる分のみ提出すれば足りるものとする。

なお、当該要件を満たしていることを確認できる書類として、(1)並びに(2)のイ及びウに定める書類に代えて、対策加入者名義の当年産に係る共済細目書等の写しを提出することもできるものとする。

(1) 使用収益権等を有する経営面積については、次のア及びイの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 認定農業者にあつては、次の(ア)又は(イ)の書類

(ア) (略)

(イ) その者が農業経営を行っている土地として、当年の4月1日から6月30日までの間に発行された農地基本台帳と同等の内容が記載されている農業委員会が発行する耕作証明書の写し
ただし、当年の4月1日以前に使用収益権の設定が終了した場合における当該使用収益権の設定に係る田又は畑の面積については、次の から までの区分に応じ、それぞれ次に定める書類(以下「当年の4月1日以前に使用収益権があったことを確認できる書類」という。)を併せて提出するものとする。

(略)

(略)

農地法第37条から第40条までの規定によって同法第37条に規定する特定利用権が設定された場合等にあつては、それぞれの場合により使用収益権が設定されたことを確認できる書類

イ (略)

(2)~(4) (略)

2・3 (略)

第3・第4 (略)

(別紙3)~(別紙9)(略)

(ア) (略)

(イ) その者が農業経営を行っている土地として、当年の4月1日から6月30日までの間に発行された農地基本台帳と同等の内容が記載されている農業委員会が発行する耕作証明書の写し
ただし、当年の4月1日以前に使用収益権の設定が終了した場合における当該使用収益権の設定に係る田又は畑の面積については、次の から までの区分に応じ、それぞれ次に定める書類(以下「当年の4月1日以前に使用収益権があったことを確認できる書類」という。)を併せて提出するものとする。

(略)

(略)

基盤強化法第27条の5から第27条の8までの規定によって同法第27条の5に規定する特定利用権が設定された場合等にあつては、それぞれの場合により使用収益権が設定されたことを確認できる書類

イ (略)

(2)~(4) (略)

2・3 (略)

第3・第4 (略)

(別紙3)~(別紙9)(略)

附則

1 この通知は、平成 年 月 日から施行する。

改正後

現行

様式第1号別紙2
対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書

氏名 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名

加入2年目以降に交付金の交付を受けようとする場合、既に提出した書類の内容に変更がないときは、次の「提出省略」にレ印を記入することで、書類の提出を省略することができます。

| | | | |
|--|--|---|------|
| 認定農業者 | 農業経営改善計画認定書(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| 特定農業法人 | 特定農用地利用規程認定書(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 特定農用地利用規程(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| 特定農業団体 | 特定農用地利用規程認定書(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 特定農用地利用規程(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書(様式第2号) | 加入2年目以降は、毎年、書類の提出が必要です。 | |
| 特定農業団体以外の集落営農組織 | 法人化等計画書(様式第19号) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 定款又は規約(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書(様式第2号) | 加入2年目以降は、毎年、書類の提出が必要です。 | |
| 上記において農業経営改善計画認定書(写)又は特定農用地利用規程認定書(写)を省略している場合の認定又は規程の有効期限 | | (認定又は規程の有効期限) 平成 年 月 日 | |
| 経営規模に関する要件関係 (物理的制約に応じた特例を含む) | ・ 共済細目書等(写) ・ 農地基本台帳(写) ・ 耕作証明書(写) ・ 農作業委託契約書(写) 等 | 今回提出 | 提出省略 |
| | 所得に応じた特例 | 左記の特例の適用を受ける場合、下記に掲げるもの以外は、毎年、当該特例の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。 | |
| | うち対象農産物に係る当年の前年における経営面積が、当年の前年における経営面積の27%以上であることを確認できる書類 | 今回提出 | 提出省略 |
| | 生産調整組織に対する特例 | 左記の特例の適用を受ける場合、毎年、当該特例の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。 | |
| 市町村特認市町村特認申請書(様式第17号) | 今回提出 | 提出省略 | |
| 環境と調和に関する要件 | 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」(様式第20号)を提出してください。【毎年、書類の提出が必要です。】 | | |
| 農地の有効利用に関する要件 | 最も早く交付金の交付申請をする際に提出する「交付申請書」(様式第4号・第8号・第10号)を提出してください。【毎年、書類の提出が必要です。】 | | |

様式第1号別紙2
対象農業者であることの確認書類の提出・省略申告書

氏名 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名

加入2年目以降に交付金の交付を受けようとする場合、既に提出した書類の内容に変更がないときは、次の「提出省略」にレ印を記入することで、書類の提出を省略することができます。

| | | | |
|--|--|---|------|
| 認定農業者 | 農業経営改善計画認定書(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| 特定農業法人 | 特定農用地利用規程認定書(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 特定農用地利用規程(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| 特定農業団体 | 特定農用地利用規程認定書(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 特定農用地利用規程(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書(様式第2号) | 加入2年目以降は、毎年、書類の提出が必要です。 | |
| 特定農業団体以外の集落営農組織 | 農業生産法人化等計画書(様式第19号) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 定款又は規約(写) | 今回提出 | 提出省略 |
| | 農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書(様式第2号) | 加入2年目以降は、毎年、書類の提出が必要です。 | |
| 上記において農業経営改善計画認定書(写)又は特定農用地利用規程認定書(写)を省略している場合の認定又は規程の有効期限 | | (認定又は規程の有効期限) 平成 年 月 日 | |
| 経営規模に関する要件関係 (物理的制約に応じた特例を含む) | ・ 共済細目書等(写) ・ 農地基本台帳(写) ・ 耕作証明書(写) ・ 農作業委託契約書(写) 等 | 今回提出 | 提出省略 |
| | 所得に応じた特例 | 左記の特例の適用を受ける場合、下記に掲げるもの以外は、毎年、当該特例の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。 | |
| | うち対象農産物に係る当年の前年における経営面積が、当年の前年における経営面積の27%以上であることを確認できる書類 | 今回提出 | 提出省略 |
| | 生産調整組織に対する特例 | 左記の特例の適用を受ける場合、毎年、当該特例の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。 | |
| 市町村特認市町村特認申請書(様式第17号) | 今回提出 | 提出省略 | |
| 環境と調和に関する要件 | 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」(様式第20号)を提出してください。【毎年、書類の提出が必要です。】 | | |
| 農地の有効利用に関する要件 | 最も早く交付金の交付申請をする際に提出する「交付申請書」(様式第4号・第8号・第10号)を提出してください。【毎年、書類の提出が必要です。】 | | |

改正後

現行

様式第2号

様式第2号

法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書

農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書

年 月 日

年 月 日

地方農政事務所長 殿
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

地方農政事務所長 殿
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

住所
氏名 (組織の名称
及び代表者の氏名) 印

住所
氏名 (組織の名称
及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

対策加入者管理コード A

年における法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況について、下記のとおり報告します。

年における農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況について、下記のとおり報告します。

記

記

1 法人化の取組状況

1 農業生産法人化の取組状況

計画に沿って取り組んだ内容及び今後の課題

計画に沿って取り組んだ内容及び今後の課題

2 農用地利用集積目標の取組状況

2 農用地利用集積目標の取組状況

集積面積 ha
(目標に向けて取り組んだ内容及び今後の課題)

集積面積 ha
(目標に向けて取り組んだ内容及び今後の課題)

(注意事項)
「法人化等計画書」(様式第19号)等に記載された内容に沿った取組状況を具体的に記入してください。

(注意事項)
「農業生産法人化等計画書」(様式第19号)等に記載された内容に沿った取組状況を具体的に記入してください。

改正後

様式第3号

法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 (組織の名称 及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

年に提出した法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日を下記のとおり延期したいので、申請します。

記

1 計画又は目標名 (該当するものにレ印を記入してください。)

法人化計画
農用地利用集積目標

2 達成予定日 当初

延期後

年 月 日 年 月 日

3 延期理由

延期理由入力欄

(注意事項) 変更後の「法人化等計画書」(様式第19号)を添付してください。

現行

様式第3号

農業生産法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 (組織の名称 及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

年に提出した農業生産法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日を下記のとおり延期したいので、申請します。

記

1 計画又は目標名 (該当するものにレ印を記入してください。)

農業生産法人化計画
農用地利用集積目標

2 達成予定日 当初

延期後

年 月 日 年 月 日

3 延期理由

延期理由入力欄

(注意事項) 変更後の「農業生産法人化等計画書」(様式第19号)を添付してください。

改正後

現行

様式第19号

様式第19号

法人化等計画書

農業生産法人化等計画書

年 月 日

年 月 日

住所
組織名 (組織の名称
及び代表者の氏名) 印

住所
組織名 (組織の名称
及び代表者の氏名) 印

1 集落営農組織が目指すもの
次のうち該当するものにレ印を付してください。

1 集落営農組織が目指すもの
次のうち該当するものにレ印を付してください。

地域の農地を荒廃させないように農業生産の継続を目指す組織
集落のつながりで農業生産の継続を目指す組織
地域農業の新たな担い手として経営発展を目指す組織
その他 ()

地域の農地を荒廃させないように農業生産の継続を目指す組織
集落のつながりで農業生産の継続を目指す組織
地域農業の新たな担い手として経営発展を目指す組織
その他 ()

2 法人化計画

2 農業生産法人化計画

(1) 計画作成日 年 月 日

(1) 計画作成日 年 月 日

(2) 法人化に向けた取組内容、法人化達成予定日

(2) 法人化に向けた取組内容、法人化達成予定日

| 実施予定時期 | 法人化に向けた取組内容 (実施する事項) |
|----------|----------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 法人化達成予定日 | 年 月 日 |

| 実施予定時期 | 法人化に向けた取組内容 (実施する事項) |
|----------|----------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 法人化達成予定日 | 年 月 日 |

(注意事項)
(1) 農業経営を営む法人に向け実施する事項及び実施予定時期を簡潔に記入してください。
(2) 法人化達成予定日は、計画作成日から5年を経過する日までの期日を記入してください。
(3) 上記の計画に沿った取組を行い、法人化に向けて努力してきたものの、法人化達成予定日まで
にその達成が困難となった場合には、延期を申請すれば、5年を超えない範囲内で期日を延期す
ることができます。

(注意事項)
(1) **農業生産法人**に向け実施する事項及び実施予定時期を簡潔に記入してください。
(2) 法人化達成予定日は、計画作成日から5年を経過する日までの期日を記入してください。
(3) 上記の計画に沿った取組を行い、法人化に向けて努力してきたものの、法人化達成予定日まで
にその達成が困難となった場合には、延期を申請すれば、5年を超えない範囲内で期日を延期す
ることができます。

(3) 主たる従事者が目標とする農業所得の額

(3) 主たる従事者が目標とする農業所得の額

| 主たる従事者の氏名 | 目標とする農業所得の額 |
|-----------|-------------|
| | |

| 主たる従事者の氏名 | 目標とする農業所得の額 |
|-----------|-------------|
| | |

(注意事項)
(1) 目標とする農業所得の額は、計画作成時点における市町村の基本構想に農業経営基盤強化の促
進に関する目標として定められた農業所得の額と同等以上の水準である必要があります。
(2) 主たる従事者の特定ができない場合は、「主たる従事者の氏名」欄には候補者の人数を記入して
ください(例えば、市町村の基本構想に定められた一人当たりの目標農業所得額とその組織の経
営面積からみて必要と見込まれる人数を候補者の人数とすることができます)。
(3) 「主たる従事者の氏名」欄に人数を記入した場合には、「目標とする農業所得の額」欄には市町
村の基本構想に定められた一人当たりの目標農業所得額を目標として記入することもできます。

(注意事項)
(1) 目標とする農業所得の額は、計画作成時点における市町村の基本構想に農業経営基盤強化の促
進に関する目標として定められた農業所得の額と同等以上の水準である必要があります。
(2) 主たる従事者の特定ができない場合は、「主たる従事者の氏名」欄には候補者の人数を記入して
ください(例えば、市町村の基本構想に定められた一人当たりの目標農業所得額とその組織の経
営面積からみて必要と見込まれる人数を候補者の人数とすることができます)。
(3) 「主たる従事者の氏名」欄に人数を記入した場合には、「目標とする農業所得の額」欄には市町
村の基本構想に定められた一人当たりの目標農業所得額を目標として記入することもできます。

改正後

現行

様式第8号

年産

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。
 なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

麦

| 品質区分 | 品質区分別生産量 | | | | | |
|------|----------|-------|------|------|------|----|
| | 小麦(秋) | 小麦(春) | 二条大麦 | 六条大麦 | はだか麦 | |
| 1等 | Aランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Bランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Cランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Dランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| 2等 | Aランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Bランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Cランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Dランク | kg | kg | kg | kg | kg |

大豆

| 品質区分 | 品質区分別生産量 |
|-------|----------|
| 1等 | kg |
| 2等 | kg |
| 3等 | kg |
| 特定加工用 | kg |
| 非銘柄大豆 | kg |
| 1~3等 | kg |
| 特定加工用 | |

てん菜

| 品質区分 (加重平均糖度) | 販売総数量 |
|------------------|-------|
| 度 | kg |

でん粉原料用ばねいしょ

| 品質区分 加重平均 でん粉含有率 | 出荷総数量 |
|------------------------|-------|
| % | kg |

(注意事項)
 ・特定対象農産物ごとの品質区分別生産量を確認できる書類を添付してください。
 ・非銘柄大豆のうち特定加工用については対象外となります。

様式第8号

年産

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。
 なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

麦

| 品質区分 | 品質区分別生産量 | | | | | |
|------|----------|-------|------|------|------|----|
| | 小麦(秋) | 小麦(春) | 二条大麦 | 六条大麦 | はだか麦 | |
| 1等 | Aランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Bランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Cランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Dランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| 2等 | Aランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Bランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Cランク | kg | kg | kg | kg | kg |
| | Dランク | kg | kg | kg | kg | kg |

大豆

| 品質区分 | 品質区分別生産量 |
|-----------------|----------|
| 1等 | kg |
| 2等 | kg |
| 3等 | kg |
| 特定加工用 | kg |
| 非銘柄大豆 (1~3等) | kg |

てん菜

| 品質区分 (加重平均糖度) | 販売総数量 |
|------------------|-------|
| 度 | kg |

でん粉原料用ばねいしょ

| 品質区分 加重平均 でん粉含有率 | 出荷総数量 |
|------------------------|-------|
| % | kg |

(注意事項)
 特定対象農産物ごとの、地域区分ごとの品質区分別生産量を確認できる書類を添付してください。

改正後

年産

様式第10号

「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所 氏 名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A

「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

| 対象農産物 | 地域等区分 | 生産実績数量 |
|-------|-------|--------|
| | | kg |
| | | kg |
| | | kg |
| | | kg |
| | | kg |

(注意事項)

- ・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください。
- ・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、生産調整方針に従って設定された生産数量目標の範囲内としてください（加工用米等は対象外）。また、種子用に供される米穀、未検査米、自家消費米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

現 行

年産

様式第10号

「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所 氏 名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード

「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

| 対象農産物 | 地域等区分 | 生産実績数量 |
|-------|-------|--------|
| | | kg |
| | | kg |
| | | kg |
| | | kg |
| | | kg |

(注意事項)

- 対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください。